

一般競争入札による市有地売払い 参加要領

1 一般競争入札により売払いする物件

物件番号	所在地	地目	地積	最低売払価格	備考
1	小松市本町一丁目2番	宅地	130.29 m ²	430 万円	
2	小松市下栗津町ア 136 番 12	宅地	608.52 m ²	1,522 万円	
3	小松市下栗津町ア 175 番 22	宅地	590.67 m ²	1,477 万円	

- ※1 土地の位置図、物件調書は別紙資料のとおりです。物件は、現状有姿での引渡しになりますので、事前に現地をご覧になり、現地の状況及び利用制限等を十分ご確認のうえお申込み下さい。
- ※2 物件調書の内容と異なる事項があった場合でも、現状有姿を優先とします。
- ※3 地盤調査、地質調査等はしておりません。必要に応じて、所有権移転登記後に買受人が行って下さい。なお、調査の結果、地盤沈下、土壌汚染、地下埋設物等が認められた場合は、買受人において処理して下さい（小松市は一切責任を負わず、損害賠償にも応じません）。
- ※4 当該物件に係る立木、雑草・切株、並びに、敷地内外のブロック塀、フェンス、擁壁、木杭、電柱等、地上・地下・空中工作物等は、所有権移転登記後に買受人において処理して下さい。
- ※5 敷地内外の工作物の移設等については、ブロック塀等の隣接工作物は隣地地権者と、その他の工作物は各工作物の所有者と協議して下さい。
- ※6 本案内書の物件は、全て公簿面積による売払いとなります。引渡し後の実測によって、面積に差異があっても、売買代金の精算はいたしません。
- ※7 土地の分筆合筆、地図（法務局の公図）訂正、地積更正、地目変更等は、必要に応じて所有権移転登記後に買受人において行って下さい。

2 入札参加資格

次のすべての資格要件を満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札に参加できない者以外の者であること。
- (2) 以下に掲げる者に該当していないこと及び今後についても該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員と密接な関係を有する者又はその他これらに準ずる者をいう。）である者。
 - イ 反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している者。
 - エ 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - オ 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (3) 市税等の滞納がない者であること。

3 入札参加申込書等の受付及び入札資料等の閲覧

- (1) 申込期間 令和 7 年 7 月 25 日（金）から令和 7 年 8 月 22 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで（ただし土曜日、日曜日、祝日を除きます。）
 - (2) 申込場所 小松市役所 4 階 行政管理部管財課
 - (3) 提出書類
 - ①市有地一般競争入札参加申込書
 - ②身分を証する書類
 - ・個人の場合 住民票（発行後 3 ヶ月以内のもの）
 - ・法人の場合 履歴事項全部証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
 - ③納税証明書（市税等について滞納額がない証明）
 - ・個人の場合 市税
 - ・法人の場合 国税，県税，市税
 - ④誓約書
 - ⑤委任状
 - ・代理人が申し込む場合 入札申込者の実印が押印されているもの（3 ヶ月以内に発行された印鑑登録証明書を添付）
- ※電話，FAX，メールでの申込は不可

4 入札物件の現地説明

現地説明会等はいませんので、入札参加者は事前に入札案内書等により現地を確認して下さい。

5 入札及び開札の日時、場所

- (1) 日 時 令和7年8月25日（月）午前10時00分から
- (2) 場 所 小松市役所5階 502会議室

6 入札保証金に関する事項

入札者の見積る入札金額の100分の5以上を入札前に納付しなければなりません。

入札保証金は、現金又は、銀行振出小切手で納付できますが、事務の都合上、できる限り銀行振出小切手でお願いします。

落札者の入札保証金は契約保証金に充当させていただきます。なお、契約を締結されない場合は、入札保証金は小松市に帰属することとなります。

落札者以外の方の納付した入札保証金は入札終了後、入札保証金預り証と引き換えに還付します。

7 入札に関する無効事項

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格の無い者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 記載事項の不明な入札又は記名押印の無い入札
- (4) 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- (5) 同じ物件について2通以上の入札をした入札
- (6) 入札に関し不正行為のあった入札
- (7) その他入札条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

落札者は、市の最低売払価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札をした者となります。

ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって、落札者を決定します。

9 契約の締結

契約は、落札者の決定後 5 日以内(小松市の休日を定める条例(平成 2 年小松市条例第 1 号)第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。)に締結するものとします。この期間内に契約をしない場合はその権利を失うものとします。なお、契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担とします。

10 契約保証金に関する事項

落札者は、契約締結の際、売買代金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付していただきますが、このとき、先に納付済の入札保証金をその一部に充当する取扱をしますので、実際は契約保証金と入札保証金の差額をお支払していただきます。

11 契約までに至らなかった物件

応札のなかった又は落札契約されなかった物件は、次回の売払い公告の前日までに、買受申込みのあった者に、最低売払価格以上の価格で先着順に随意契約により売却します。

12 その他の事項

入札参加者は、入札当日印鑑を持参してください。

13 問合せ先

小松市役所 行政管理部管財課 資産管理担当 (電話 0761-24-8026)

市有地一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 小 松 市 長

申込者 住所

氏名

(会社名)

代表者氏名 _____ 印

電話番号

小松市が売払いする下記物件を買い受けたいので、一般競争入札の参加資格条件内容等を承諾の上、次の書類を添えて参加を申込みます。

- (添付書類)
- ・ 個人…住民票、納税証明書
 - ・ 法人…法人登記簿謄本、納税証明書

記

一般競争入札に参加申込する物件

物件番号	所在地番	地積
	小松市 町 番	m ²

(注意事項)

- 1 代理により入札参加を行う場合は、別途委任状が必要となります。

誓 約 書

当社（私）は、市有地の売払いにかかる一般競争入札に参加するに当たり、小松市暴力団排除条例第6条に基づく必要な措置として、以下に掲げる者に該当していないこと及び今後についても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約に違背した場合は、入札参加停止、契約解除等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異議ありません。

- 1 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）、同法第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者又はその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）である者
- 2 反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与している者
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している者
- 4 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与している者
- 5 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者

令和 年 月 日

（あて先）小 松 市 長

住 所

商号又は名称
代表者職・氏名

⑩

入札保証金納付書

一般競争入札による市有地売払いの入札保証金

金 額								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

入札保証金を納付する物件

物件番号	所在地番	地 積
	小松市 町 番	m ²

上記の入札保証金を納付します。

令和 年 月 日

(あて先) 小 松 市 長

入札者氏名 _____ 印

(代理人) _____ 印

領 収 証 書

上記の入札保証金を領収しました。

令和 年 月 日

(あて先) 小 松 市 長

入札者氏名 _____ 印

(代理人) _____ 印

入 札 保 証 金 預 り 書

入札者氏名 _____ 様

(代理人) _____ 様

一般競争入札による市有地売払いの入札保証金

金 額									円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

入札保証金を納付する物件

物件番号	(土 地) 所 在 地 番	地 積
	小松市 町 番	m ²

上記の金額をお預かりいたしました。

令和 年 月 日

小松市役所行政管理部 管財課

印

入札書

金額	十億			百万			千				円
----	----	--	--	----	--	--	---	--	--	--	---

入札する物件

物件番号	所在地番	地積
	小松市町番	m ²

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

(あて先) 小松市長

(入札者) 住所
(所在) _____
氏名
(会社名)
(代表者氏名) _____ 印

(代理人) 住所
(所在) _____
氏名
(会社名)
(代表者氏名) _____ 印

(注意事項)

- 1 金額は1 枠ずつ算用数字で記入し、金額の頭に¥をつけること。
- 2 代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名（印は不要）を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

市 長	副市長	部 長	課 長	課 員

令和 年 月 日 午前 時執行

入 札 調 書

物件番号	(土 地) 所 在 地 番	地 積
		m ²

入札執行者 管財課長

立会者 管財課担当職員

外入札者全員

順位	入 札 金 額	入 札 者 氏 名
	円	
	円	

に落札決定口頭通知する。

最低売払価格 円

市有財産（土地）売買契約書

売出人 小松市（以下「甲」という。）と 買受人 XX XX（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 売買物件及び売買代金は、次のとおりとする。

土地の所在	地目	地積	売買代金
小松市XXXX町XX番	宅地	XX. XXm ²	XXX, XXX円

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約の締結と同時に、契約保証金として金XXX, XXX円を甲の発行する納入通知書によりその指定する場所において支払わなければならない。

2 前項の契約保証金には利息をつけないものとする。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 第1項の契約保証金は、乙の責に帰すべき理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

（代金の支払）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金XXX, XXX円を、甲の発行する納入通知書により令和XX年XX月XX日までに、その指定する場所において支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

2 乙は、本契約締結の際に登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出し、甲は前項により売買物件の所有権が移転した後、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

3 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、すべて乙の負担とする。

(本件物件の引渡し)

第6条 売買物件は、前条第1項に定める所有権が移転したとき、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(危険負担)

第7条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないもののあることを発見しても、甲に当該部分について目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(違約金)

第10条 乙は、甲が前条により本契約を解除したときは、乙は違約金として前条の催告を行った日から契約解除の日までの日数1日につき、売買代金について計算した額の100分の10に相当する額の金額を支払うほか、甲が上記額を超えて損害を被った損害賠償金を甲の指定する方法により甲に支払うものとする。

(返還金等)

第11条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第12条 乙は、甲が第9条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又は損傷しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、

乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙が本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第14条 甲は、第11条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第10条若しくは第12条第2項に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第15条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第16条 本契約に関し疑義があるときは、小松市財務規則（昭和58年小松市規則第12号）に定めるもののほか甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第17条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟は、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売出人	甲	住 所	小松市小馬出町91番地
		氏 名	小松市
			小松市長 宮橋 勝栄

買受人	乙	住 所	
		氏 名	